



特定健康診査・健康診査を受けましょう

実施期間 9月30日(水)まで実施中

下記の方を対象にした特定健康診査・健康診査を受け付けています。特定健康診査は、みなさんが加入する保険者ごとに実施するものです。

また、65歳以上の方には、健診と同時に介護予防のための生活機能評価を行います。生活習慣を見直し、健康な生活を送るために、ぜひ、この機会に健診を受けましょう。

なお、毎年9月は予約が殺到し、ご希望の日時に受診できない場合がありますので、早めの受診をお願いします。

	伊奈町国民健康保険に加入している方	後期高齢者医療に加入している方
問い合わせ先	保険医療課 国民健康保険係☎2172	保険医療課 医療係☎2175
対象者	40～64歳	65～74歳
健診の種類	特定健康診査	健康診査
健診の内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査 ※腹囲は40歳～74歳の方のみ実施	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、再交付しますので、保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。4月2日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、受診券を再交付しますので、保険医療課医療係までご連絡ください。
持ち物	・受診券 ・国民健康保険被保険者証	・受診券 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証
費用	無 料	

※40～74歳で町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法をご確認ください。

後期高齢者医療

問 保険医療課医療係☎2175

被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方に対し、保険医療機関での負担割合(1割または3割)を前年の所得を基に判定し、7月中に新しい被保険者証を送付します。有効期限は平成28年7月31日です。

平成27年度保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、今年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。

特別徴収(年金からの天引き)対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。
※後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者(日本年金機構など)からの通知に基づいて行われています。

普通徴収対象の方

① 保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。納期は、7月から翌年2月までの各月(8回)です。

今年10月以降に資格取得した方

② 今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。
7月から9月は納付通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

今年5月以降に資格を喪失した方

後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

特別徴収対象の方

① 特別徴収対象の方
4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。

普通徴収対象の方

② 普通徴収対象の方
転出先やご遺族宛に納付通知書を送付します。

介護保険について

平成27年度介護保険料の納付をお願いします

7月中旬までに第1号被保険者(65歳以上)の方で、特別徴収(年金からの天引き)の方には、介護保険料特別徴収開始通知書を、普通徴収(特別徴収以外)の方には、平成27年度分の納入通知書をそれぞれ郵送します。

またはその翌月に納入通知書を送付します。

②今年7月以降に満65歳になる方には、満65歳到達月またはその翌月に納入通知書を送付します。

※満65歳到達月とは、生まれた日の前日の属する月となります。

●普通徴収対象の方へ
安全・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、

8月から介護保険制度が改正されます



①一定以上の所得のある方は、サービスを利用したときの自己負担が2割になります

65歳以上である高齢者本人の合計所得金額(収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額)が160万円以上の方です。ただし、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身280万円未満、二人以上の世帯346万円未満の場合は、1割負担になります。

なお、7月中に要支援・要介護認定を受けているすべての被保険者の方に対し、1割負担または2割負担と記載された利用者負担割合証を送付します。

②施設入所者の食費・部屋代の負担軽減および介護サービスの利用料軽減の対象者の要件が変わります

住民税非課税世帯に属する

方が対象となります。ただし、今回の改正により対象となる要件が追加され、預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合、または世帯分離している配偶者が課税されている場合は、対象外となります。

なお、7月中に対象となる可能性のある町民税非課税世帯等の方には、申請書を送付します。

③高額介護サービス費の負担上限額が引き上げられます

高額介護サービス費とは、同じ月の介護サービス費の利用者負担額が一定額を超えた場合に、その差額が払い戻される制度です。

今回の制度改正により現役並み所得者がいる世帯(世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯)について、負担上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。

ただし、現役並み所得者に該当した場合であっても、世帯の収入合計が基準額に満たない場合は、申請により負担上限額を戻します。対象となる方には申請書を送付します。

④福祉課介護保険管理係内2123、福祉課介護認定給付係内2161

教育センター学習会のお知らせ

申・問 教育委員会学校教育課内2534

★夏休み！算数サマースタディー
日時 8月24・25日(小6)、8月27・28日(小5) 8時55分～11時45分

★夏休み！数学サマースタディー
日時 7月29・30日(中1)、8月19・21日(中2) 8時55分～12時

★夏休み！中学生思考力チャレンジ教室
日時 7月28日・31日 8時55分～11時45分

【共通事項】

対象 町内在住の小中学生
参加費 1講座100円(保険代)
※2日間で1講座
申 町立小中学校の児童生徒は、学校で配布した申込用紙を学校に提出してください。

学習会のボランティアを募集しています

対象 町内在住の大学生、教師を目指している方、教員を退職した方
期間等 7月～平成28年1月の講座開催日(登録制)
その他 登録の前に簡単な面接を行います。